

意見	回答
■京都市（令和元年8月に実施した条例改正案のパブリックコメントの結果より）	
<p>営業活動の自由が制限される。本来は、事業者の良識のもとで、実施する必要がある。行政が何もかも規制する社会が良いとは思わない。</p>	<p>営業の自由は憲法第22条で保障されていますが、これは「公共の福祉」に反しない限りにおいて保障されるものであるところ、度重なる指導、勧告及び命令にも関わらず客引き行為等を繰り返す行為は、市民や観光旅行者の皆さまの通行を妨げるばかりか、不安や恐怖を与え、また、条例に目的として掲げるおもてなしを尊重する文化が根付いた京都の都市格の維持・向上という公益をも損ねていることから、「公共の福祉」に反し、社会的に相当性を欠く行為として、行政が規制する必要があると考えています。</p> <p>また、客引き行為等を禁止する区域の指定については、市民等に及ぼす影響が大きいと想定される区域に限定したり、過料処分について、直罰ではなく、行政命令を前置する方式にしたりするなど、営業の自由に配慮して、より緩やかな規制手法を採ることで、営業の自由とのバランスを取っています。</p>
■名古屋市（平成29年11月に実施した条例案のパブリックコメントの結果より）	
<p>憲法で保障された営業の自由そして法や県条例で禁じられていないことを新たに規制する必要性が見えない。</p> <p>など複数の意見</p>	<p>条例による規制は、魅力と活力ある安心・安全で快適なまちづくりに寄与する一方、事業活動及び雇用への影響等も懸念されることから、最小限にとどめるべきといった観点から検討しました。市内全域における努力義務による規制を行ってもなお、安心・安全で快適な都市環境の面で問題が生じている地域に限定して、客引き行為等への対策を重点的に進めていく重点区域、または客引き行為等を禁止する禁止区域として指定するなど、状況に応じて規制することを考えております。</p> <p>事業者及び従業員の方等におかれましては、公共の場所では、安心・安全で快適な都市環境に配慮した集客活動を行っていただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
■仙台市（平成30年9月に実施した条例案のパブリックコメントの結果より）	
<p>憲法の「営業の自由」を不当に制限することにならないよう、規制内容は目的の実現のために必要とされる最小限のものとしてもらいたい。</p>	<p>この条例は、客引き行為等による通行の妨げや不快な声かけをなくすことを目的としています。客引き行為等については、区域を限定して禁止するとともに、段階を踏んで罰則の対象としていることから、この条例の目的を達成するため必要最小限の規制であると考えています。</p>
■熊本市（平成31年1月に実施した客引き行為等対策審議会資料より）	
<p>【資料】 客引き行為等禁止地区の指定について</p>	<p>本市条例が定める「客引き行為等の禁止」は、全ての業種について相手を特定して客となるように誘う行為そのものを禁止するもので、商活動の自由を制限する度合いが強く、また、過失により違反行為に至る可能性が高いことから、その規制にあっては、必要かつ合理的な範囲で指定する必要がある。</p>
■静岡市（令和2年8月に実施した条例案のパブリックコメントの結果より）	
<p>規制範囲について、条例ができればその範囲のすぐ外のギリギリでキャッチをする事が予想される事と、今の時点でも予定されている範囲外の丸井デパート周辺等でもキャッチを見かける為、範囲を広げるようお願いしたい。</p>	<p>商業活動に規制を掛ける条例の性質上、禁止区域は現に多くの客引きがいることにより快適な生活環境が損なわれていると考える最小限の範囲にすることを考えています。</p>